

# 令和4年度沖縄県内部統制評価報告書

令和5年8月  
沖 縄 県

## < 目 次 >

令和4年度沖縄県内部統制評価報告書	1
【附属資料】	
1 内部統制の整備及び運用に関する事項	4
(1) 内部統制の目的及び取組	4
(2) 実施体制	4
2 評価手続	4
(1) 評価対象年度、評価基準日及び評価の対象	4
(2) 業務レベルの内部統制評価	5
(3) 全庁的な内部統制評価	5
3 評価結果	5
(1) 業務レベルの内部統制評価	5
(2) 全庁的な内部統制評価	10
4 不備の是正に関する事項	19
(1) 総括	19
(2) 不備の是正状況	19
(3) 今後の対応	22
<参考>	
・ 地方自治法（第150条抜粋）	24
・ 沖縄県内部統制に関する方針（令和2年2月12日策定）	25
・ 沖縄県内部統制実施要綱（令和2年2月6日制定）	26

## 令和4年度沖縄県内部統制評価報告書

沖縄県知事 玉城康裕は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、令和2年2月に「沖縄県内部統制に関する方針」を策定し、(1)財務に関する事務、(2)情報管理に関する事務、(3)業務・サービス管理に関する事務、(4)施設管理に関する事務の4つの事務を対象に内部統制体制の整備及び運用を行っております。

### 2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、上記対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。評価は、ガイドラインに基づき、内部統制の整備状況及び運用状況について、業務レベルの内部統制評価及び全庁的な内部統制評価を行いました。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり評価を実施した結果、全庁的な内部統制評価については、各評価項目に対して適切な取組がなされ、おおむね有効に整備・運用されていると判断しました。

一方、業務レベルの内部統制評価については、(1)財務に関する事務において評価対象期間中に運用上の重大な不備を把握したため、当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断しました。

### 4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備の是正に関する事項は、次のとおりです。

#### (1) 国庫請求手続の錯誤

沖縄振興特別推進交付金の繰越額について、事業完了年度に国への実績報告及び国庫請求を行うものと誤認し、国庫支出金受入額が過少となる事案が発生しました。

事案を把握した後、実績報告の修正を行い、国から過年度支出により受け入れた国費を充当することにより対応しました。

再発防止に向けては、県内部の実績報告等のチェックリストや国あて実績報告の添付書類について、事故繰越と明許繰越を明確に区分して整理する等の対策を講じております。

#### (2) 議会の議決を欠いた物品購入

新型コロナウイルス抗原検査検出用キットの取得について、契約前に議会の議決に付さなければならないところ、議決を経ずに3度納入させる事案が発生しました。

事案を把握した後、令和4年9月定例会において3件の財産の取得に関する議決

を得ました。

再発防止に向けては、消耗品購入時の事務処理マニュアルを作成し、新たに予算執行伺いのチェックリストに確認できる項目を設けたうえで、職員への周知徹底を図っております。

(3) 議会の議決を欠いた債権放棄

都市モノレール事業資金の貸付金について、議会の議決を経ずに債権の一部を放棄する事案が発覚しました。

事案を把握した後、令和4年11月定例会において債権放棄の議決を得ました。

再発防止に向けては、適正な債権管理について職員への周知徹底を図るとともに、今後、契約書に定めのない事項や疑義が生じた際は、対応について随時弁護士の見解を求めることとしております。

これらの重大な不備の発生は、県行政に対する県民の信頼の低下を招いたものと考えており、今後は、こうした不備の再発を防ぐため、内部統制で発生した不備の事案について周知を行うとともに、法令遵守及びマニュアルやチェック体制の整備を図るなど適正な事務の確保に努めてまいります。

令和5年8月24日

沖縄県知事 玉城 康裕

## 【附属資料】

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

### (1) 内部統制の目的及び取組

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、令和2年4月1日から都道府県及び政令指定都市に内部統制制度の導入が義務づけられたことに伴い、沖縄県においては、令和2年2月、知事の権限に属する事務の適正な執行を確保するための体制の整備及び運用に関する「沖縄県内部統制に関する方針」を策定しました。

同方針において、法で定められた「財務に関する事務」に加えて、「情報管理に関する事務」、「業務・サービス管理に関する事務」及び「施設管理に関する事務」を内部統制の対象事務として定めるとともに、その目的及び取組について次のように定めています。

#### ① 法令等の遵守

業務に関わる法令その他規範を遵守することに着実に取り組んでまいります。

#### ② 権限及び責任の明確化による適正な事務の確保

事務を処理するに当たっては、地方自治法や財務規則などの関係法令に則り、権限と責任を明確にし、各職責の範囲において適切に事務を遂行するとともに、マニュアルやチェック体制の整備を図り、適正に事務を遂行できるよう取り組んでまいります。

#### ③ 適時かつ適切な決定

事務が適正な手続と判断の下に行われるよう、「報告・連絡・相談」の徹底を図ってまいります。

#### ④ 情報の信頼性の確保

県に対する社会的な信用の維持・向上のため、保有又は発信する情報の信頼性の確保に取り組むとともに、情報の適切な保存及び管理に取り組んでまいります。

#### ⑤ 施設の安全の確保

施設の利用者の安全を図るよう取り組んでまいります。

### (2) 実施体制

内部統制に組織的に取り組むため、「沖縄県内部統制実施要綱」を定め、知事を本部長とする沖縄県内部統制推進本部を設置するとともに、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する内部統制推進部局及び独立的評価を行う内部統制評価部局を総務部に置いております。内部統制を実施する対象機関は、本庁及び出先機関、労働委員会事務局としています。また、内部統制を実施するに当たって必要な事項を「令和4年度沖縄県内部統制実施要領」として定めています。

## 2 評価手続

### (1) 評価対象年度、評価基準日及び評価の対象

ア 評価対象年度	令和4年度
イ 評価基準日	令和5年3月31日
ウ 評価の対象	本庁93 出先65 労働委員会事務局1 計159機関

## (2) 業務レベルの内部統制評価

各部等が年度当初に識別し対応策を整備したリスクについて、各部等の整備状況及び運用状況に関する自己評価結果を踏まえ、評価部局において独立的評価を実施しました。

具体的には、評価期間中にリスクが識別され適切に対応策が講じられていたか、リスクの発現はなかったのか、リスクの発現があった場合は、それが「重大な不備」に該当するのか等について評価を行いました。

## (3) 全庁的な内部統制評価

内部統制の対象とする事務について、共通的な業務や法令等を所管する共通業務所管課において内部統制の整備状況及び運用状況を確認し、全庁的な視点で整備上及び運用上の重大な不備の該当性を評価しました。

具体的には、ガイドラインで示された評価項目について、共通業務所管課が作成した各事務に関わる対策や法令等の整備状況及び運用状況について、評価項目毎に内部統制の取組、統制内容を示す資料等を確認しました。また、業務レベルの内部統制評価で把握した不備について、共通業務所管課の認識や対応状況等を確認した上で、「重大な不備」の該当性を評価しました。

共通業務所管課は、次の課が該当します。

知事公室・広報課

総務部・総務私学課、人事課、行政管理課、職員厚生課、財政課、管財課

企画部・情報基盤整備課

出納事務局・会計課、物品管理課

## 3 評価結果

### (1) 業務レベルの内部統制評価

業務レベルの内部統制については、「財務に関する事務」において、運用上の重大な不備を把握したため、評価対象期間中、当該事務の一部が有効に運用されていなかったと判断しました。

一方、「情報管理に関する事務」、「業務・サービスに関する事務」、「施設管理に関する事務」については、概ね有効に運用されていると判断しました。

業務レベルの内部統制評価の概要は、次のとおりです。

#### ア リスクの識別及び運用上の不備

上記2の(2)に従い評価を実施した結果、各部等が識別した3,148件のリスクに対して、運用上の不備（リスクの発現）が178件認められました。

対象事務ごとの発現数は、財務：123件、情報管理：15件、業務・サービス管理：30件、施設管理：10件となります。「リスク識別数と発現数」、「部局別リスク識別数及び発現数」及び「対象機関、識別数、発現率の比較」は、次のとおりです。

リスク識別数、発現数及び発現率

対象事務	分類	リスクの内容	リスク識別	発現数	発現率	
<b>財務</b>			<b>1,411</b>	<b>123</b>	<b>8.7%</b>	
財務	支出	予算配当・令達・流用等手続きの不備	79	1	1.3%	
		契約プロセスの不備	295	48	16.3%	
		契約内容の不備	38	3	7.9%	
		監督事務の不備	29	0	0.0%	
		検査事務の不備	46	2	4.3%	
		支払遅延・遺漏	140	10	7.1%	
		資金前渡事務の不備	34	0	0.0%	
		旅費事務の不備	103	5	4.9%	
		手当の算定過誤、認定事務の不備	71	2	2.8%	
	その他手続等の不備	29	3	10.3%		
	収入	請求事務の遺漏、過誤	72	7	9.7%	
		調定事務の不備	64	4	6.3%	
		収納事務の不備	37	3	8.1%	
		債権管理の不備	38	10	26.3%	
		税控除等手続きの不備	38	1	2.6%	
		その他手続等の不備	17	5	29.4%	
	公金	公金等管理手続の不備	117	3	2.6%	
資産	資産取得・管理・処分手続の不備	164	16	9.8%		
<b>情報管理</b>			<b>735</b>	<b>15</b>	<b>2.0%</b>	
情報管理	情報管理	文書・データの持出・紛失	161	2	1.2%	
		誤送信	67	6	9.0%	
		不正アクセス	68	0	0.0%	
		情報漏洩	54	3	5.6%	
		誤報	80	1	1.3%	
		その他情報管理の不備	22	0	0.0%	
	文書管理	文書等の紛失・破棄	76	0	0.0%	
		文書等の偽造・改ざん	10	0	0.0%	
		文書等の隠蔽	8	0	0.0%	
		公印等の不正使用	50	0	0.0%	
		その他文書管理の不備	10	0	0.0%	
	ICT管理	ソフトウェア管理の不備	40	0	0.0%	
		システムダウン	44	1	2.3%	
		ウイルス感染	42	0	0.0%	
		その他システム管理の不備	3	2	66.7%	
	<b>業務・サービス管理</b>			<b>840</b>	<b>30</b>	<b>3.6%</b>
	業務・サービス管理	業務管理	職員の意識や資質の不備	180	6	3.3%
職場環境の不備			43	0	0.0%	
計画・手順の不備			87	2	2.3%	
チェック体制の不備			118	2	1.7%	
情報伝達の不備			54	1	1.9%	
その他不備			24	0	0.0%	
サービス管理		職員の意識や資質の不備	142	10	7.0%	
		職場環境の不備	98	4	4.1%	
		計画・手順の不備	22	1	4.5%	
		チェック体制の不備	36	2	5.6%	
		情報伝達の不備	26	0	0.0%	
		その他不備	10	2	20.0%	
		<b>施設管理</b>			<b>162</b>	<b>10</b>
施設管理	事故の発生（第三者損害）	104	7	6.7%		
	施設等機能の停止	36	2	5.6%		
	法令違反	22	1	4.5%		
<b>総計</b>			<b>3,148</b>	<b>178</b>	<b>5.7%</b>	

## 部局別リスク識別数及び発現数

※（ ）の数値はリスク発現数

部局	財務	情報管理	業務・サービス管理	施設管理	合計
01知事公室	67 (5)	38	40	4	149 (5)
02総務部	166 (13)	62 (2)	71	10 (2)	309 (17)
03企画部	49 (3)	40 (2)	37	2	128 (5)
04環境部	65 (3)	39	39	7	150 (3)
05子ども生活福祉部	120 (12)	45 (2)	80 (5)	19 (1)	264 (20)
06保健医療部	257 (17)	185 (8)	150 (12)	33 (2)	625 (39)
07農林水産部	265 (23)	108	152 (5)	30 (3)	555 (31)
08商工労働部	153 (17)	71 (1)	75 (3)	14 (1)	313 (22)
09文化観光スポーツ部	61 (7)	25	39 (1)	6	131 (8)
10土木建築部	166 (22)	88	117 (3)	36 (1)	407 (26)
11出納事務局	37 (1)	24	32 (1)	1	94 (2)
12労働委員会事務局	5	10	8	0	23 (0)
総計	1,411 (123)	735 (15)	840 (30)	162 (10)	3,148 (178)

## 対象機関、識別数、発現率の比較

実施年度	対象機関	識別数(発現数)	リスク発現率	リスク発現所属数
令和4年度	159	3,148 (178)	5.7%	97
令和3年度	157	2,503 (137)	5.5%	81
令和2年度	153	2,413 (86)	3.6%	48

## イ リスク識別数及び発現数の増加要因

リスク識別数については、各部等がリスクを識別する際に参考とする共通リスク分類について、過去に定期監査等で指摘を受けた事項の追加を促したことや、いずれの所属でも起こり得る共通的なリスクとして、支出負担行為・支出処理の遅れ、メールの誤送信、文書紛失等を漏れなく識別するよう周知を行った結果、全ての対象事務で増え、全体では前年度の2,503件から3,148件と増加しました。

リスク発現数については、前年度の137件から178件に増加しており、その多くが契約プロセスの不備など財務に関する事務となります。発現数が増加した理由として、各所属において軽微な事案を含めて着実にリスクの発現を捕捉できるようになった一方で、制度や手続の理解不足、報告・連絡・相談等の不足、債権・資産・施設管理が不十分なため発現したリスクが前年度より増加しております。

## ウ 不備の発生要因

運用上の不備178件の主な発生要因は、次のとおりです。

(ア) 対応策が不十分・未整備	16件 (9.0%)
(イ) 制度や手続の理解不足	32件 (18.0%)
(ウ) 事務処理の遅延・進捗管理の不足	32件 (18.0%)
(エ) 誤記や入力ミス・チェック不足	36件 (20.2%)
(オ) 報告・連絡・相談等の不足	18件 (10.1%)
(カ) 債権・資産・施設管理が不十分	25件 (14.0%)
(キ) その他	19件 (10.7%)

## エ 整備上の不備

業務のマニュアルやチェックリスト等が未整備といった整備上の不備は16件あり、その全てがリスクの発現に影響したと考えられるものでありました。

また、整備状況が形骸化している、目的を果たせないなど、「過少」と評価したものが36件ありました。

## オ 重大な不備

発現した不備（リスク）のうち、「財務に関する事務」で3件の沖縄県及び県民に社会的・経済的不利益を生じさせた重大な不備が認められました。概要は、次のとおりです。

### (ア) 国庫請求手続の錯誤

#### 【概要】

沖縄振興特別推進交付金の繰越額について、事業完了年度に国への実績報告及び国庫請求を行うものと誤認し、国庫支出金受入額が過少となる事案が令和4年5月に発生しました。これまで事故繰越の承認を受けた沖縄振興特別推進交付金事業については、最終の事業完了年度に繰越額全額に係る出来高の実績報告を行い、同交付金の請求を行ってきたことから、今回の事案についても同様の手続が適正であると誤認したことや、繰越承認に係る手続を国に確認しなかったことに起因しております。（総務部）

#### 【重大な不備の該当性】

本来得られるべき国庫補助金を受け入れることができなかったことは、沖縄県及び県民への社会的・経済的不利益に繋がるとともに、公務に対する県民の信頼を著しく損なう事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

#### 【是正の状況】

事案を把握した後、実績報告の修正を行い、国から過年度支出により受け入れた国費を充当することにより対応しました。

再発防止に向けて、県内部の実績報告等のチェックリストや国あて実績報告の添付書類について、事故繰越と明許繰越を明確に区分して整理するなどの対策を講じております。

また、内部統制推進本部において全庁的に当該事案を共有し、内部統制上の識別リスクとして国費請求事務に関するチェック項目を追加しております。

### (イ) 議会の議決を欠いた物品購入

#### 【概要】

新型コロナウイルス抗原検査検出用キットの取得について、予定価格7,000万円以上の動産に該当するため、契約前に議会の議決に付さなければならないところ、議決を経ずに令和4年5月から8月にかけて3度納入させる事案が発生しました。(保健医療部)

#### 【重大な不備の該当性】

本事案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に抵触するものであり、法令等に違反し、公務に対する県民の信頼を著しく損なう事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

#### 【是正の状況】

事案を把握した後、令和4年9月定例会において3件の財産の取得に関する議決を得ました。

再発防止に向けては、消耗品購入時の事務処理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底するとともに、予算執行伺いのチェックリストに議会の議決が必要となる金額等を記載し複数人で確認できる項目を追加しました。

また、出納事務局においては、議決に付すべき契約に関する注意喚起のメッセージを表示するように財務会計システムの改修を行っております。

### (ウ) 議会の議決を欠いた債権放棄

#### 【概要】

都市モノレール事業資金の貸付金について、議会の議決を経ずに債権の一部を放棄する事案が発覚しました。

県は、沖縄都市モノレール株式会社に対し、地方債を活用して平成12年度及び15年度に事業資金の貸付けを行っております。平成28年に同社からの申入れを受け、双方で協議を行ったうえで、貸付利率を引下げる変更契約を平成29年3月と平成30年3月に締結しました。その後、令和2年度において貸付利率を引き下げる変更が県が受け取るべき利息債権の放棄を伴うもので議会の議決が必要であることを把握しております。(土木建築部)

**【重大な不備の該当性】**

本事案は、契約書に規定する双方の協議で対応可能な事項や、利息債権の捉え方に関する認識の誤りに起因し、地方自治法第96条第1項第10号に抵触するものであり、法令等に違反し、公務に対する県民の信頼を著しく損なう事態となったことを重く受け止め、重大な不備に該当するものと判断しました。

**【是正の状況】**

事案を把握した後、令和4年11月定例会において債権放棄の議決を得ました。

再発防止に向けては、適正な債権管理について職員への周知徹底を図るとともに、今後、契約書に定めのない事項や疑義が生じた際は、対応について随時弁護士の見解を求めることとしております。

**(2) 全庁的な内部統制評価**

法令等を整備・運用する共通業務所管課を対象とする全庁的な内部統制については、評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」に関して、それぞれ適切な取組がなされており、概ね有効に整備・運用されていると判断しました。

評価項目、共通業務所管課等の取組及び統制内容を示す資料（一覧表）は、次のとおりです。

共通業務所管課等の取組及び統制内容を示す資料

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
統制環境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	事務の適正な執行を確保するため、「沖縄県内部統制に関する方針」を策定し、「法令等の遵守」、「権限及び責任の明確化による適正な事務の確保」、「適時かつ適切な決定」、「情報の信頼性の確保」、「施設の安全の確保」に取り組むことを規定した。 全庁的に共通する業務を所管する課（以下、「共通業務所管課」という。）においては、業務の適正な執行を確保するため、条例や規則、規程等を定めるとともに、必要に応じて適時に通知等を行っている。	・沖縄県内部統制に関する方針
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	コンプライアンス意識の向上、浸透を図るため、令和4年12月19日から23日までの期間をコンプライアンス推進週間として、職員の行動及び意思決定の指針となる職務行動規範の唱和を実施した。また、事務の適正な執行を確保するため沖縄県内部統制に関する方針を定め、その整備状況及び運用状況について適切に評価を行い、議会への報告及び県民への公表を行っている。	・沖縄県職員の職務行動規範 ・沖縄県内部統制に関する方針
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	人事評価制度において、職務遂行能力の類型を示す評価項目ごとに、職員が発揮した能力の程度を評価し、評価のプロセスを通じて管理監督者が指導・助言等を行っている。 また、沖縄県職員服務規程及び沖縄県職員倫理規程違反などの不適切な事案を把握した場合は、適時に注意喚起の文書を発出するなど、再発防止に努め、重大な不備に該当する事案については、内部統制評価報告書においてその概要と是正状況を公表している。 財務事務については、財務規則及び関係通知等に基づき、総務部に書類の合議、協議等を行うこととしており、その過程において行動基準等の遵守状況についても確認し、適時適切に是正を求めるなどの措置を講じている。	・沖縄県人事評価実施規程 ・沖縄県標準職務遂行能力を定める規程 ・沖縄県内部統制に関する方針 ・沖縄県職員倫理規程 ・沖縄県職員服務規程 ・沖縄県内部統制評価報告書 ・沖縄県財務規則及び関係通知

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
統制環境	2 長は、内部統制の目的を達成するのに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。  2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するとともに、その取組に係る知事の意識を全庁的に共有することを目的として、「沖縄県内部統制実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）を定め、知事を本部長とする沖縄県内部統制推進本部を設置している。 また、事務及び事業運営の簡素かつ効率化を図り、多様化する行政需要に的確に対応するために適時に組織体制を見直している。  実施要綱において、本部長を知事、副本部長を副知事、政策調整監及び各部等の長を本部長とする沖縄県内部統制推進本部を設置し、内部統制推進部局、内部統制評価部局、各部等及び各課等職員の役割を規定している。令和4年度から、重大な不備事案の情報共有や再発防止策を徹底し、業務レベルでの協議調整を行うため、内部統制推進本部幹事会を設置した。（令和4年8月1日） 知事の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るための組織について沖縄県行政組織規則に定め、事務処理の権限については、沖縄県事務決裁規程及び沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則に明記している。 また、附属機関等については、沖縄県附属機関設置条例に基づき設置し、その運営に関しては、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針に定め、必要に応じて見直しを行っている。	・沖縄県内部統制実施要綱 ・令和4年度組織定数の概要 ・沖縄県部等設置条例 ・沖縄県行政組織規則 ・沖縄県事務決裁規程 ・沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則  ・沖縄県内部統制実施要綱 ・沖縄県部等設置条例 ・沖縄県行政組織規則 ・沖縄県事務決裁規程 ・沖縄県附属機関設置条例 ・沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針 ・沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則
	3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	事務を適正に管理執行していくため、人事管理基本方針に基づき、人事評価等による適材適所の人員配置を行っているほか、資格が必要な職についても採用及び配置を行っている。 また、効率的で効果的な県政運営のため（職務遂行能力の向上を図るため）人材育成基本方針に基づき、計画的に職員研修を行い人材を育成している。 令和4年8月から11月にかけて、研修動画による自己学習型研修を実施した。また、重大な不備案件の発生を受けて、班長級研修（令和4年11月、245名）、管理者特別研修（令和5年1月、315名）を実施した。	・沖縄県職員人事管理基本方針 ・沖縄県職員人事評価実施規程 ・沖縄県標準職務遂行能力を定める規程 ・沖縄県職員人材育成基本方針

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
統制環境	3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	人事評価制度において、職務遂行能力の類型を示す評価項目ごとに職員が発揮した能力の程度を評価し、評価のプロセスを通じて管理監督者が指導・助言等を行っている。 また、職員による法令違反等が疑われる不適切事案が発生した場合には、沖縄県職員倫理規程に基づき適時に対応を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県職員人事管理基本方針</li> <li>・沖縄県職員人事評価実施規程</li> <li>・沖縄県標準職務遂行能力を定める規程</li> <li>・沖縄県職員倫理規程</li> </ul>
リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	事務の適正な執行を確保するため、平成26年度から独自に実施しているリスクマネジメント活動の体制を引き継ぎ、沖縄県内部統制に関する方針を定めている。 また、実施要綱において、知事を本部長とする沖縄県内部統制推進本部を設置し、事務局を総務部行政管理課に置いている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県内部統制に関する方針</li> <li>・沖縄県内部統制実施要綱</li> </ul>
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	内部統制の適正な運用を図るため、「令和4年度沖縄県内部統制実施要領」（以下、「実施要領」という。）に、各課、推進部局、評価部局の役割、リスクの識別と対応策、評価方法等の手順を規定している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県内部統制に関する方針</li> <li>・令和4年度沖縄県内部統制実施要領</li> </ul>
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	平成26年度から実施しているリスクマネジメント活動の体制を引き継ぎ、令和2年度から内部統制を実施している。 実施に当たり、各課、推進部局、評価部局の役割、リスクの識別と対応策、評価方法等の手順を規定した実施要領を定めている。 各課等は、実施要領に定めたリスク分類を踏まえて、想定されるリスクを識別し対応策を講じている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度沖縄県内部統制実施要領</li> </ul>

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
リスクの評価と対応	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて必要に応じた対応をとっているか。	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する。 (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する (3) リスクに対していかなる対応策を取るかの評価を行う (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	国のガイドラインを踏まえたリスク一覧に従い、各課等においてリスクの識別から自己評価までを行った後、評価部局において独立の評価を実施している。 リスクの識別に当たっては、次のプロセスを実施している。 (1) 過去3年以内に発現したリスクかの確認 多くの課で行う一般的な事務、又は、特定の課が行う特定の事務におけるリスクの分類 (2) 影響度や頻度を踏まえた量的重要性、また、信用失墜の程度を踏まえた質的重要性の分析 (3)、(4) リスクの識別と対応策については、「全庁共通リスク識別及び対応策一覧」を参考に、適切と考える対応策を整備	・令和4年度沖縄県内部統制実施要領
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	実施要領において各課等、各部等、推進部局、評価部局等の役割、リスクの識別と対応策、評価方法の手順等を定めている。 実施要領に基づき各課等は、全庁共通リスク識別及び対応策一覧を参考に適切と考える対応策を整備し、部等内評価及び評価部局の評価において、リスクの発現があったものや量的・質的重要性が高いリスクを中心に対応策の適切性などの確認を行っている。	・令和4年度沖縄県内部統制実施要領
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	過去に生じた不適切な事案や、他団体において問題となる不正等について情報を収集し、情報の共有、規程等の見直し、通知文書の発出等適切な対応を行っている。 また、内部統制リスク評価シートにおいて、当該リスクの過去の経験及び監査指摘事項の有無を記入した上で、リスクに対する適切な対応策を整備することとしている。	・令和4年度沖縄県内部統制実施要領

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
統制活動	7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されているか。	令和4年度の内部統制において各課等が識別したリスクは計3,148件で、そのうち178件の不備が発生している。識別したリスクについて、おおむね適切に対応策がとられているものと評価している。	・令和4年度沖縄県内部統制実施要領
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	対応策を整備したリスクについて、各課等は、実施要領に基づき整備状況及び運用状況の自己評価を行い、各部署は、リスク発現の有無を確認し、発現があった場合は、その内容、原因及び改善事項を整理する部等内評価を実施している。 部等内評価及び共通業務所管課の意見を踏まえ評価部局で独立的評価を実施し、不備を把握した場合は各部署や共通業務所管課へ対応を求めることとしている。	・令和4年度沖縄県内部統制実施要領
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	行政組織規則において知事の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るための組織について定め、事務決裁規程において、決裁区分や手続等を定めて事務処理の責任を明確にするとともに、合理的で能率的な事務処理が図られるよう整理している。 また、出先機関については、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則により、出先機関の長に対する事務の委任及び決裁について定めている。 内部統制で発生した不備に関しては、適切に是正と再発防止の取組が行われるよう実施要綱及び実施要領で定め、その結果についての評価を踏まえ対応策を見直すなど、適正な事務の確保に努めている。	・沖縄県部等設置条例 ・沖縄県行政組織規則 ・沖縄県事務決裁規程 ・沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則 ・沖縄県内部統制実施要綱 ・令和4年度沖縄県内部統制実施要領
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	実施要領に基づき各課等はリスク対応策の整備状況及び運用状況の自己評価を行い、主管課においてその結果をとりまとめ、リスク発現があった場合は、その内容及び原因並びに改善事項を整理した後、評価部局で独立的評価を行っている。評価に当たっては、各課等ヒアリングなどを行い、リスク対応策や不備の是正状況を確認している。	・沖縄県内部統制実施要綱 ・令和4年度沖縄県内部統制実施要領

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
情報と伝達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	知事及び会計管理者の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的に、沖縄県行政組織規則を定め、各組織の役割において情報収集を行うとともに国及び関係団体との連携及び情報共有を行っている。 情報発信に当たっては、適時適切な決裁過程を経て発信しており、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県部等設置条例</li> <li>・ 沖縄県行政組織規則</li> <li>・ 沖縄県事務決裁規程</li> <li>・ 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則</li> <li>・ 県政情報発信等戦略ガイドライン</li> </ul>
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	県行政における専門的観点からの意見の反映、公正性及び透明性の確保を目的に附属機関を設置している。また、県政に対する県民の幅広い意見を反映させるため、計画及び条例等の策定等に際しては、パブリックコメントを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県部等設置条例</li> <li>・ 沖縄県行政組織規則</li> <li>・ 沖縄県附属機関設置条例</li> <li>・ 広報広聴連絡会議運営要綱</li> <li>・ 沖縄県県民意見公募手続実施要綱</li> </ul>
		9-3 組織は、住民の情報を含み、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	沖縄県個人情報保護条例において、県が保有する個人情報の適切な取り扱いを定め、同条例に基づき適切に個人情報を管理している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県個人情報保護条例</li> </ul>
	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	行政組織規則及び事務決裁規程において、知事の統括の下に機関相互の連絡を図り、合理的で能率的な事務処理の手続を定めている。また、各事務における必要な情報について、適時適切に文書やシステム等を活用して、各所属及び職員へ伝達し共有する体制を整えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県部等設置条例</li> <li>・ 沖縄県行政組織規則</li> <li>・ 沖縄県事務決裁規程</li> <li>・ 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則</li> <li>・ 庁内文書取扱要綱</li> <li>・ 公有財産管理運用方針</li> </ul>

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
情報と伝達	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	各事務における必要な情報について、文書での通知や各システム等を活用して職員へ伝達し、共有を図っている。 また、沖縄県職員等公益通報制度に関する要綱及び沖縄県公益通報事務取扱要領に基づき、組織内外からの公益通報が迅速かつ適正に取り扱われる仕組みに関し必要な事項を定めるとともに、当該情報を提供したことによって不利益な取扱いを受けないよう保護規定を定めている。 また、県の業務に対して意見等を受ける制度として県民ご意見箱を設けており、寄せられた意見等は県行政の参考とし、提供者の個人情報等は条例に基づき適切に取り扱われる体制が構築されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県公益通報事務取扱要領</li> <li>・ 沖縄県職員等公益通報制度に関する要綱</li> <li>・ 県民ご意見箱実施要綱</li> </ul>
モニタリング	組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的评价を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的评价を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	各課等は、識別したリスク対応策を業務に適用し、不適切事案を把握した場合は、適切に是正対応策を整備するとともに、適時に評価部局へ報告することとしている。 評価部局は、日常的モニタリングを実施し、リスク発生時の対応策や改善状況を把握し評価することとしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県内部統制実施要綱</li> <li>・ 令和4年度沖縄県内部統制実施要領</li> </ul>
		11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	監査委員の指摘により発見された内部統制の不備については、適時適切に関係課へ伝達し、内部統制に反映させることとしている。 評価シートには、過去の監査における指摘事項の欄を設け、リスク発生の高さの目安とし、指摘事項等を踏まえて、対応策を整備することとしている。 監査結果及び包括外部監査の結果講じた措置については、適時に監査委員へ報告している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県内部統制実施要綱</li> <li>・ 令和4年度沖縄県内部統制実施要領</li> </ul>

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	共通業務所管課等の取組	統制内容を示す資料
ICTへの対応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	ICT/DX関連施策の推進に向けた考え方や方向性等を示す総合計画として、「沖縄県DX推進計画」を策定した。(令和4年9月策定) また、適正な事務の執行を確保するため、ICTを活用するに当たって、沖縄県情報システム基本方針及び沖縄県情報システムガイドラインに基づき、必要かつ十分な程度で適切な利用を図っている。 システム等の運用に当たっては、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準に基づき、適切な保守及び運用管理を行っている。	・沖縄県DX推進計画 ・沖縄県情報システム基本方針 ・沖縄県情報システムガイドライン ・沖縄県情報セキュリティ基本方針 ・沖縄県情報セキュリティ対策基準
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	システムの導入（更改含む）に当たっては沖縄県情報システム基本方針及び沖縄県情報システムガイドラインによる審査を行っており、導入するシステムが必要かつ十分な機能のものであること、運用保守の内容が適切であることを確認している。	・沖縄県情報システム基本方針 ・沖縄県情報システムガイドライン
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	システムの導入（更改含む）に当たっては沖縄県情報システム基本方針及び沖縄県情報システムガイドラインによる審査を行っており、導入するシステムが必要かつ十分な機能のものであること、運用保守の内容が適切であることを確認している。 また、導入された各種システム及び庁内ネットワーク等の情報基盤の運用及び保守管理については、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準等により適切に実施している。	・沖縄県情報システム基本方針 ・沖縄県情報システムガイドライン ・沖縄県情報セキュリティ基本方針 ・沖縄県情報セキュリティ対策基準
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	財務システムを始めとする各種システムの運用に当たって、各種規程や実施手順書等を整備し、適切に業務を実施している。施設管理においては、施設保全データベースシステムはASP方式で提供されており、データセンター（ISO27001）で安全に管理されている。 また、データの保持管理等についても、管理責任を有する各所属長を情報管理者として位置付けるなど、データを適切に取り扱うための組織体制を構築している。	・沖縄県情報セキュリティ基本方針 ・沖縄県情報セキュリティ対策基準

## 4 不備の是正に関する事項

### (1) 総括

令和4年度を対象に業務レベル及び全庁的な内部統制評価を実施した結果、業務レベルの内部統制において、制度の理解不足や法令等に違反した事務処理に起因する3件の重大な不備の発生が認められました。

これらの重大な不備の発生は、県行政に対する県民の信頼の低下を招くものであり、再発防止に向けて、関係資料を作成する際の確認の徹底や、地方自治法及び財務関係法令順守の徹底など、事務の適正な執行についての取組が求められます。

また、各部等で発生した不備については全庁で共有し、今後の再発防止に努めるとともにリスクの未然防止に対する職員の意識の醸成を図るため、内部統制の推進体制を強化する必要があると考えます。

### (2) 不備の是正状況

#### ア 重大な不備の是正状況

重大な不備の是正状況については、9頁及び10頁に記載のとおりです。

#### イ その他の不備に関する是正状況

##### (ア) 財務に関する事務

〔支出〕

契約プロセスの不備、支払遅延・遺漏等 74件（重大な不備2件を含む）

主要な事例として、

○工事及び委託業務設計金額の積算誤り

当該事案の原因、対応等について職員へ指導及び研修を行うとともに、積算方法及び計算式についてのチェック機能を強化するなど再発防止の徹底に努めています。

○支出負担行為の遅れが発生

事務処理の失念や契約に係る調整等に時間を要したことなどにより支出負担行為の整理時期が遅れたものについては、再発防止策として進捗管理表を作成し、業務の進捗を確認することや、ダブルチェックにより再発防止の徹底に努めています。

〔収入〕

債権管理の不備、請求事務の遺漏等 30件（重大な不備1件を含む）

主要な事例として、

○県税収入未済額

県税収入未済額については、依然として高い水準にあることから、今後の対策として、徴収技術の向上のための研修の実施、市町村と連携した個人県民税徴収対策の実施など、引き続き県税収入の確保に努めます。

○貸付金等債権の未収金の発生

債務者の生活困窮や所在不明等で回収できずに未収金となったものであり、引き続き債権管理マニュアルに則り、督促状の発送や債務者への納入指導など徴収対策を行い適切な債権管理に努めます。

〔公金〕

公金等管理手続の不備 3件

主要な事例として、

○誤った債権者コードの運用による公金の誤払い

同姓同名で債権者登録された第三者の口座に振り込んだものであり、相手方に説明の上、返納してもらっております。今後は、複数人で口座の写し等その他資料との突合を行うことなど再発防止に努めます。

〔資産〕

資産取得・管理・処分手続の不備 16件

主要な事例として、

○物品の所在不明

帳簿と現物不一致など、物品の管理が適切に行われていないものがありました。再発防止として、定期的に物品の所在を確認し帳簿と照合を行うことなど、財務規則に基づく適正な執行管理について周知しました。

(イ) 情報管理に関する事務

〔情報管理〕

誤送信、情報漏洩等 12件

主要な事例として、

○医療受給者証及び療養証明書等の誤発送

A氏とB氏の書類をそれぞれ取り違えて発送する複数の事案が発生しています。主に担当者1人で発送作業を行ったことに起因しており、再発防止として、職員2人で氏名と宛名を確認することとしています。また、不備のあった所属においては、特に個人情報を含む文書や情報については留意し、適切な情報管理の徹底を行うよう周知しました。

さらに、個人情報保護法の一部改正により、令和5年4月1日以降に病歴等の要配慮個人情報を含む情報漏えい等が発生した場合には、国の個人情報保護委員会に報告することが義務化されました。今後、より一層個人情報の管理徹底に努めます。

〔文書管理〕

リスクの発現はありませんでした。

〔ICT管理〕

システムダウン、その他システム管理の不備等 3件

主要な事例として、

#### ○サイバー攻撃によるシステムダウン

県のホームページの閲覧や、メールの送受信ができなくなる事案が半日程度発生しました。外部から大量のデータを送信するDdos攻撃により、サーバが高負荷状態となり処理できなくなったことが原因として考えられます。再発防止として、サーバーの設定変更によりサイバー攻撃に対するセキュリティ強化を図るとともに、沖縄県警察本部と情報共有を行い、ログ解析を依頼するなどサイバー攻撃の防御に努めています。

### (ウ) 業務・サービス管理に関する事務

#### 〔業務管理〕

職員の意識や資質の不備、チェック体制の不備等 11件

主要な事例として、

#### ○許認可手数料の返金

屋外広告物許認可の市町村別許可数を報告した際に、権限移譲した大宜味村が含まれていることが判明しました。屋外広告物の市町村権限移譲事務に関する認識が不足していたことに起因しており、再発防止として、屋外広告物許認可における市町村権限移譲事務範囲等の再確認を行うとともに、チェックリストを活用して複数職員による確認を徹底することに努めています。

#### 〔サービス管理〕

職員の意識や資質の不備、職場環境の不備等 19件

主要な事例として、

#### ○公用車運転時における事故の発生

公用車を運転中に縁石や柱等への接触などにより車両を損傷する事故が発生しました。いずれも安全確認が不十分であったことが原因であり、再発防止に向けて、全職員に運転時における注意事項を改めて周知徹底しました。

#### ○業務時間中のSNSを利用した他部職員に対する誹謗中傷

臨時的任用職員が勤務時間中に県の他部局が所管するイベントの担当職員に対して執拗にクレームを訴えたり、SNSを利用し担当職員個人を誹謗中傷する書き込みを行う事案が発生しました。当該職員が県職員として任用されている自覚がないことに起因しており、再発防止として、リスクが発現した所属において本務職員をはじめ、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員に対して公務員としての法令上の義務及び服務規律に関する注意事項周知し、継続的に職員の教育に努めています。

### (エ) 施設管理に関する事務

#### 〔施設管理〕

事故の発生（第三者損害）、法令違反等 10件

主要な事例として、

#### ○防災管理点検に係る法令違反

平成21年の消防法の改正により、防災管理点検資格者が防災管理点検を行

い報告することが義務づけられていたが、報告がなされていないことが判明しました。県職員に資格保有者がいないため報告できていなかったことに起因しております。再発防止として、消防設備保守点検の委託業務の中を含めて発注することで防災管理点検の委託報告漏れがないように努めています。

### (3) 今後の対応

#### ア これまでの対応状況

令和4年度は、内部統制制度の導入から3度目の評価実施となります。

全体的には、知事のリーダーシップのもとで内部統制を推進する庁内体制が確立し、業務上のリスクの可視化に努めてきたことで、徐々に上司や同僚によるチェック機能が向上し、庁内における内部牽制機能も強化しているものと考えます。

それぞれの部局及び所属においては、各職員の内部統制制度に対する理解が徐々に浸透し、業務を進めるうえで、あらかじめリスクを想定し、しっかり対策を整備するという取組みについても改善してきていると考えます。

一方で、これまで重大な不備に該当するリスクが続けて発現していることを重く受け止めなければなりません。再発防止を徹底するため、庁内において様々な対策を講じてきました。

令和4年7月には、知事を本部長とする内部統制推進本部を開催し、国庫請求手続を錯誤した事案等について、経緯や再発防止等に関する情報共有を図るとともに、各部等主管課長で構成する内部統制推進本部幹事会を新たに設置し、日常の業務を進めるうえで、迅速に全庁的な情報共有を図ることのできる体制を整備しました。

また、8月には全ての職員が対象となる内部統制の動画研修(2,278名)を実施し、11月に本庁の班長級職員を対象に実際のリスク事例等を交えた実務研修(245名)、令和5年1月に本庁・出先機関の課長級以上の全ての職員を対象に管理者特別研修(315名)、さらに令和5年度に入った5月から6月にかけては、出先機関の班長級職員を対象に実務研修(217名)を実施したところであります。

#### イ 内部統制を徹底するための今後の対応

前述のこれまでの対応にも関わらず、令和5年5月には、児童相談所の職員が児童に対するわいせつ行為で逮捕される事件が発生しました。これは職務上の立場を利用した悪質な行為で、県行政に対する信頼を損ねる重大な事案であり、次年度に作成する令和5年度内部統制評価報告書において「業務・サービス管理に関する重大な不備」として整理され、公表されることが見込まれます。

このような重大な不備を防ぐためには、全職員へのコンプライアンスの徹底とともに、主体的に内部統制に取り組むという意識醸成が重要となります。

今後、日常の業務遂行にあたって可能な限りリスクの発現を抑制するとともに、絶対に重大な不備を発現させないという強い意識を全庁的に共有しながら、さらなる内部統制の徹底に努めてまいります。

#### (ア) 内部統制及びコンプライアンスの徹底

- ・ 知事が本部長の「沖縄県内部統制推進本部」、各部等の主管課長で構成する

「同推進本部幹事会」において、全庁的な不適正な事務処理の事例共有、再発防止策や予防策等の事例共有など

- ・ 全職員に対する内部統制及びコンプライアンスの研修、管理者・監督者に対する実務研修など
- ・ 各部等において、法令上の手続（議会議決を要する契約、法令に基づく施設設備点検及び報告等）が執られているかどうかの自己点検の実施など

**(イ) 各所属におけるリスク及び対策等の職員への周知徹底**

- ・ 年度当初に行うリスクの識別（想定リスクと対策等）は、総務・総括班だけでなく、所属長を中心に管理・監督者で協議し、全職員に周知徹底すること。
- ・ 全ての所属のリスク及び対応策等を随時確認できるように庁内ホームページ等で共有すること。

**(ウ) 重大な不備を発生させないための管理者・所属長の取組**

- ・ 県行政の適正運営に支障をきたす「重大な不備」を発現させないために、年度当初の人事評価の目標設定において、全ての管理者及び所属長に対し、自らの所属内で「内部統制の徹底」に関する目標設定を行うよう周知すること。

**(エ) 新財務会計システムへのエラーチェック機能等の付加**

- ・ 内部統制の対象事務のうち、発現リスクの約7割は、支出負担行為の遅れ、事業費の積算誤りなど契約・支出に関するものや、県税や貸付金等の収入未済額などの「財務事務」に関するもの。

令和7年度に稼働予定の新たな財務会計システムにおいては、起案者のミスを抑制する機能（ガイド機能、エラーチェック等）等を付加するなど、財務リスクの発現抑制に資するための改良を行うこと。

## < 参 考 >

### 【地方自治法】

第150条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

- 一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
  - 二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの
- ② 市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる事務
  - 二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの
- ③ 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ④ 都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
- ⑥ 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
- ⑦ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑧ 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。
- ⑨ （略）

## 沖縄県内部統制に関する方針

沖縄県においては、県民の行政に対する信頼性を確保するため、沖縄県行政運営プログラムにおいて、「内部統制機能の強化」を重点実施項目と位置づけ、リスクマネジメント活動や法令遵守の徹底などに取り組んできたところであります。

今般の地方自治法改正に伴い、沖縄県知事の権限に属する事務の適正な執行を確保するための体制の整備及び運用に関し、地方自治法第150条第1項の規定に基づく方針を定めます。

### 1 内部統制の目的及び取組

#### (1) 法令等の遵守

業務に関わる法令その他規範を遵守することに着実に取り組んでまいります。

#### (2) 権限及び責任の明確化による適正な事務の確保

事務を処理するに当たっては、地方自治法や財務規則などの関係法令に則り、権限と責任を明確にし、各職責の範囲において適切に事務を遂行するとともに、マニュアルやチェック体制の整備を図り、適正に事務を遂行できるよう取り組んでまいります。

#### (3) 適時かつ適切な決定

事務が適正な手続と判断の下に行われるよう、「報告・連絡・相談」の徹底を図ってまいります。

#### (4) 情報の信頼性の確保

県に対する社会的な信用の維持・向上のため、保有又は発信する情報の信頼性の確保に取り組むとともに、情報の適切な保存及び管理に取り組んでまいります。

#### (5) 施設の安全の確保

施設の利用者の安全を図るよう取り組んでまいります。

### 2 内部統制の対象とする事務

沖縄県において、内部統制の対象とする事務は、次のとおりとします。

- (1) 財務に関する事務
- (2) 情報管理に関する事務
- (3) 業務・サービス管理に関する事務
- (4) 施設管理に関する事務

### 3 内部統制の透明性の確保

内部統制の整備及び運用状況について適切に評価し、その結果について監査委員の審査を経て、沖縄県議会へ報告するとともに、県民への公表を行い、取組の透明性を確保します。

令和2年2月12日

沖縄県知事 玉城 康裕

# 沖縄県内部統制実施要綱

## (目的)

第1条 本要綱は、県における事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するとともに、その取組に係る知事の意識を全庁的に共有することを目的として、必要な事項を定めるものである。

## (本部)

第2条 前条の目的を遂行するため、沖縄県内部統制推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第3条 本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 内部統制に関する方針（以下「方針」という。）に関すること。
- (2) 内部統制に関する体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、内部統制に関すること。

## (組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、次の者をもって充てる。

- (1) 政策調整監
- (2) 知事公室、各部、出納事務局及び労働委員会事務局（以下「各部等」という。）の長

## (本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、総務部を担当する副知事を第1順位とする。

## (会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

## (幹事会)

第7条 本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項等について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長は、総務部行政管理課長をもって充てる。

5 幹事は、知事公室秘書課長、各部主管課長、出納事務局会計課長及び労働委員会事務局調整審査課長をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が開催する。

## (関係者の出席)

第8条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、会議に他の関係職員の出席を求めることができる。

## (庶務)

第9条 本部の事務局は、総務部行政管理課に置く。

## (推進部局)

第10条 内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進していくため、内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）を総務部行政管理課に置く。

- 2 推進部局の役割は、次のとおりとする。
  - (1) 方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進すること。
  - (2) 方針及び体制の整備の見直しに関すること。
  - (3) 内部統制に不備がある場合、各部等及び全庁的に共通する業務を所管する課（以下「共通業務所管課」という。）に対し、対応を求めること。
- 3 推進部局は、内部統制を推進するに当たって、必要に応じて関係する職員を招集し、調整会議を開催することができる。

（評価部局）

第11条 内部統制の整備及び運用状況について独立的評価を行う立場として、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）を総務部行政管理課に置く。ただし、前条の推進部局と職務を重複させないものとする。

- 2 評価部局の役割は、次のとおりとする。
  - (1) 内部統制の整備及び運用状況について日常的モニタリング及び独立的評価（以下「評価等」という。）を行うこと。
  - (2) 内部統制評価報告書を作成すること。
  - (3) 評価等において内部統制に不備がある場合、各部等、共通業務所管課又は推進部局に対し、対応を求めること。
- 3 評価部局は、評価等を行うに当たって、共通業務所管課に対し、評価の基礎となる意見の提出を求めることができる。

（各部等）

第12条 各部等の長の役割は、次のとおりとする。また、各部等の主管課長はこれを補佐することとする。

- (1) 方針に基づき、各部等内における内部統制体制の整備及び運用を推進するとともに、本庁機関及び出先機関（以下「各課等」という。）の長に対し、事務の適正な執行について指示すること。
- (2) 各部等内において内部統制の不備が生じた場合、適時、評価部局へ報告するとともに、適切な対応を行うこと。
- (3) 各課等における内部統制の自己評価を受けて、部等内の評価を行うこと。

（各課等）

第13条 各課等の長の役割は、次のとおりとする。

- (1) 方針に基づき、職員に対し、事務の適正な執行について具体的な取組を指示するとともに、取組の見直し及び改善を図ること。
- (2) 各課等内において内部統制の不備が生じた場合、適時、各部等の長へ報告するとともに、適切な対応を行うこと。
- (3) 各課等内における内部統制について自己評価を行うこと。

（職員）

第14条 全ての職員は、方針を遵守し、事務の適正な執行の確保に努めること。

- 2 職員は、内部統制の不備が生じた場合、適時、各課等の長に報告するとともに、適切な対応を行うこと。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。